

第2節 結婚・出産の希望が実現できる環境を整備する。

1. 経済的基盤の安定

(若者の雇用の安定)

若者の就労支援

2015（平成27）年度においても、新卒者・既卒者の就職支援やフリーター等の正規雇用化の推進等の各種対策を積極的に推進しており、改正された「青少年の雇用の促進等に関する法律」（昭和45年法律第98号）においては、①若者の適職選択に資するよう、職場情報を提供する仕組みの創設、②一定の労働関係法令違反の求人者について、ハローワークで新卒求人を受理しないこと、③若者の雇用管理が優良な中小企業についての認定制度の創設などの内容を盛り込んでいる。

・学校段階から職場定着に至るまでの総合的・継続的なキャリア形成支援策

初等中等教育段階においては、教員向けの手引き等の配布や研修用動画の配信、企業、学校・地域・社会、産業会等が参画するキャリア教育推進のための協議会の設置促進、「キャリア教育民間コーディネーター育成・評価システム開発事業」の実施、「キャリア教育推進連携シンポジウム」の開催などの取組を進めている。

また、高等教育段階においては、「社会人基礎力育成の手引き」の制作、「社会人基礎力育成グランプリ」の開催、キャリア教育の企画・運営を担う人材の養成講習の実施などの取組を進めている。

・新卒者・既卒者の就職支援

全国57か所の新卒応援ハローワーク等において、ジョブサポーターによるきめ細かな就職支援を実施するとともに、大学等との連携による学校への出張相談などを行っている。

・就職経路の複線化に対応した多様な就職システムの整備

わかものハローワーク、ジョブカフェ、地域若者サポートステーション、ジョブ・カード制度などの施策によってフリーター等の正規雇用化を推進している。

非正規雇用対策の推進

雇用情勢が着実に改善しているタイミングを捉え、厚生労働大臣を本部長とする「正社員転換・待遇改善実現本部」において「正社員転換・待遇改善実現プラン」を2016（平成28）年1月に策定するとともに、各都道府県労働局に設置している本部においてそれぞれの「地域プラン」を同年3月までに策定しており、キャリアアップ助成金の活用促進など必要な施策に取り組むこととしている。

また、2014（平成26）年1月に、労働政策審議会より、すべての労働者派遣事業を許可制とすることや派遣期間制限を見直すこと、派遣労働者の均衡待遇やキャリアアップの推進を図ること等を内容とする建議が厚生労働大臣に対しなされた。これらの内容や与党合意を踏まえ、2015（平成27）年3月に労働者派遣法の改正法案を第189回通常国会に提出し、同年9月に成立・施行された。

(高齢世代から若者世代への経済的支援の促進)

結婚・子育て資金や教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度の実施

2015（平成27）年度税制改正において、将来の経済的不安が若年層に結婚・出産を躊躇させる大きな要因の一つとなっていることを踏まえ、両親や祖父母の資産を早期に移転することを通じて、子や孫の結婚・出産・子育てを支援することを目的として、祖父母等から孫等に対して結婚・子育て資金の一括贈与を行った場合について、贈与税を非課税とする制度が2015年4月から実施されている。本制度は、2016（平成28）年度税制改正において、非課税の対象となる一部の費目につき、対象範囲の明確化を行うこととされた。

また、金融資産の世代間移転を促進し、子育て世代を支援することを目的として、祖父母等から孫等に対して教育資金の一括贈与を行った場合について、贈与税を非課税とする制度が2013（平成25）年4月から実施されている。本制度は、2015年度税制改正において、その適用期限を2019（平成31）年3月31日までに延長することや、非課税対象となる教育費の範囲の拡大を行うこと、また手続の簡素化を行うことが決定された。

(若年者や低所得者への経済的負担の軽減)

若年者や低所得者への経済的負担の軽減

2015（平成27）年度補正予算で措置された結婚新生活支援事業費補助金では、新たに婚姻した低所得者世帯に対し、住居費・引越費用を支援する施策を新たに開始する地方公共団体の取組を支援している。

また、公営住宅においては、子育て世帯等について、入居者選考に際し、地域の実情を踏まえた地方公共団体の判断により優先入居の取扱いを行っている。

2. 結婚に対する取組支援

地方公共団体、商工会議所等による結婚支援の充実に向けた国の支援

地方公共団体において結婚支援に取り組む担当者、および結婚希望者の支援をしている結婚支援者（おせっかいさん等）を対象に、「結婚支援に関する全国連携会議」が開催された（2015（平成27）年7月）。有識者から、近年の若者をとりまく未婚化の現状や、未婚者に関する人口・分布・男女比等のデータを把握した上で各地域において取組を推進する必要性が示されたほか、全国に先駆けて結婚支援事業を推進してきた茨城県や、ビッグデータを活用したマッチングシステムにより結婚支援を行う愛媛県の発表、参加者同士のグループワークを通じて情報共有を図った。

[\(コラム「結婚応援のための全国フォーラム」参照\)](#)

また、2014（平成26）年度補正予算で措置された地域少子化対策強化交付金では、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」を行うことを目的に、地域の実情に応じた先駆的な取組を行う地方公共団体を支援した。

さらに、2015年度補正予算で措置された地域少子化対策重点推進交付金では、結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組に対象分野を集約し、地方公共団体の先駆的な取組であって、緊急的に支援すべき事業に重点化し、その取組を支援しているほか、2016（平成28）年度予算で措置された同交付金では、これまでの地方公共団体の取組から見出された優良事例の横展開を支援することとしている。

[\(コラム「地域における結婚支援の取組」参照\)](#)

第3節 3人以上子供が持てる環境を整備する。

1. 多子世帯における様々な面での負担の軽減

多子世帯の経済的負担の軽減

多子世帯の経済的負担を軽減するための措置については、一定の要件の下で児童手当や幼児育・保育などにおいて行われている。

児童手当では、3歳から小学校修了前の子供について、第1子及び第2子については月1万円を支給しているのに対し、第3子以降の子供については月1.5万円を支給している。

幼稚園、保育所等の保育料では、多子世帯の負担軽減策として一定範囲で第2子を半額負担、第3子以降を無償とする支援を行っている。2016（平成28）年度からは、世帯収入が一定額以下の場合について、①ひとり親世帯は、第1子が半額、第2子以降は無償、②ひとり親でない世帯は、第2子は半額、第3子以降は無償となるよう制度の拡大を行っている。

児童扶養手当の多子加算額について、特に経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭に重点を置いた改善を図ることとし、第2子の加算額を月額5千円から月額最大1万円（36年ぶりの引き上げ）に、第3子以降の加算額を月額3千円から月額最大6千円（22年ぶりの引き上げ）とする「児童扶養手当法の一部を改正する法律」が2016年通常国会（第190回国会）で成立した。

多子世帯又は第3子以降を対象とする保育所等の優先利用

多子世帯又は第3子以降であることを保育所等の優先利用の事由の一つとして位置付けることについて、地方公共団体に対する配慮の働きかけを行っている。

住宅政策における多子世帯への配慮・優遇措置

公営住宅においては、多子世帯について、入居者選考に際し、地域の実情を踏まえた地方公共団体の判断により優先入居の取扱いを行っている。

第2-1-5図 多子世帯の保育料負担軽減

多子世帯の保育料負担軽減について

平成28年度予算

所要額

国費：100億円（公費：214億円）

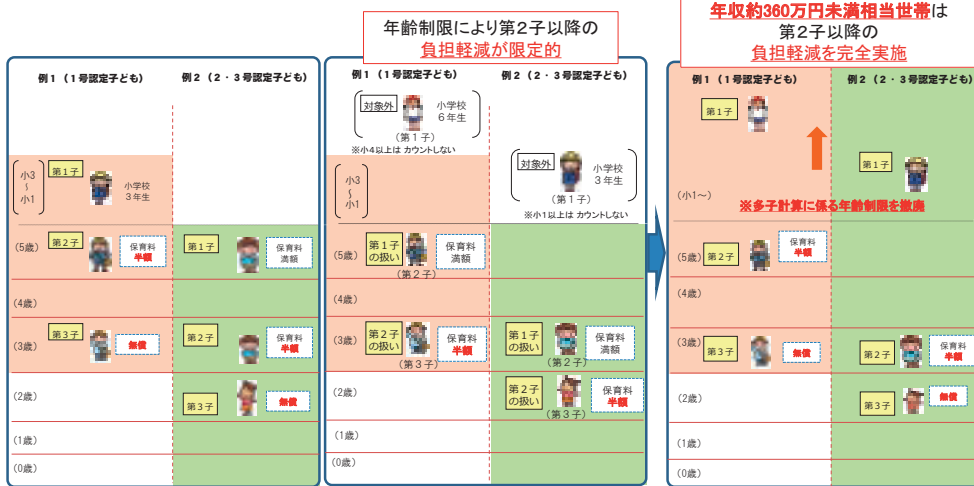
●多子世帯の保育料負担軽減

○ **年収約360万円未満相当世帯**について、現行制度で

・1号認定子どもについては、小学校3年生まで

・2・3号認定子どもについては、小学校就学前まで

とされている**多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を完全実施。**



資料：内閣府資料

第2-1-6図 ひとり親世帯の保育料負担軽減

ひとり親世帯等の保育料負担軽減について

平成28年度予算

所要額

国費：26億円（公費：54億円）

●年収約360万円未満相当のひとり親世帯等への優遇措置を拡充

⇒ **第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償化**

（第2階層までのひとり親世帯等については、現行制度において既に第1子より無償）

○1号認定子どもについて

階層区分	現行 保護者負担額(月額)	現行のひとり親世帯等の負担軽減 保護者負担額(月額)	負担軽減の拡充 保護者負担額(月額)
第3階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下 (年収約360万円未満相当)	第1子 16,100円	15,100円(1,000円引き下げ)	7,550円(現行負担軽減後の半額) 0円(無償化)
	第2子 8,050円	7,550円(上記の半額)	

○2・3号認定子どもについて

※下記の保護者負担額はすべて3歳以上児の保育標準時間認定の場合

階層区分	現行 保護者負担額(月額)	現行のひとり親世帯等の負担軽減 保護者負担額(月額)	負担軽減の拡充 保護者負担額(月額)
第3階層 市町村民税所得割課税額 48,600円未満 (年収約330万円未満相当)	第1子 16,500円	15,500円(1,000円引き下げ)	7,750円(現行負担軽減後の半額) 0円(無償化)
	第2子 8,250円	7,750円(上記の半額)	
第4階層の一部 市町村民税所得割課税額 97,000円未満 (年収約470万円未満相当世帯 のうち年収約360万円未満相当世帯)	第1子 27,000円	27,000円(基準額表どおり)	13,500円(基準額表の半額) 0円(無償化)
	第2子 13,500円	13,500円(上記の半額)	

資料：内閣府資料